# 互助会NEWS【6月号】

令和5年6月12日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、**令和5年6月15日(木)**です。 なお、給付金送金明細書は、先月から、すべての会員の方について**ハガキの「給付金送金** 明細書」に変更となりました。

# ◎「ドック負担金補助事業」が自動給付となります

**互助会では、令和3年度から「ドック負担金補助事業」を実施しております。** 

令和5年度受診分より、公立学校共済組合員である会員の場合、共済組合から提供されるドック受診者情報により給付額を決定のうえ自動給付しますので、請求手続きは不要です。

なお、令和3・4年度受診分が未請求の場合は、従来どおりドック負担金補助請求書に医療機関が発行する領収書(コピー可)を添付し、互助会へ請求してください。(令和3年4月1日以降の受診分から補助対象。)

詳細については、令和5年5月25日付け青教互第29号で関係所属所長あてに通知しています。

### 1. 事業内容

会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診し自己負担した場合。(共済組合の受診対象者以外の会員が、共済組合以外が実施するドックを受診した場合を除く。)

## 2. 補助対象者

会員本人

#### 3. 補助金額

| 種別    | 補 助 金 額                     |
|-------|-----------------------------|
| 宿泊ドック | 10,000円(共済組合の自己負担金は15,000円) |
| 一日ドック | 3,000円(共済組合の自己負担金は 8,000円)  |

## 4. 注意事項

(1)各ドックの詳細は、公立学校共済組合青森支部の通知(令和5年5月24日付け青教職共第99号) をご確認ください。

なお、今年度の予約期間は**令和5年6月9日(金)から令和5年8月31日(木)まで**となっており、受診対象者は下記のとおりです。

| 種別    | 受診対象者(令和6年3月31日現在の年齢)       |
|-------|-----------------------------|
| 宿泊ドック | 47歳、54歳、60歳                 |
| 一日ドック | 27歳、32歳、37歳、41歳、44歳、47歳、50歳 |
|       | 52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳 |

※47歳、54歳及び60歳は、宿泊ドック又は一日ドックのどちらか一方を選択

(2)公立学校共済組合青森支部の組合員以外の会員の場合は、若干内容が異なりますので、ご留意くだ さい。

## ◎「学校図書増呈」について

県内の公立小中学校に対し児童・生徒用図書を贈呈する「学校図書贈呈」は、今年度から**贈呈対象校を拡充**し、県立特別支援学校の小・中学部に対しても贈呈することとしました。

詳細は、該当する所属へ別途通知していますので、学校図書の充実にご活用ください。

なお、「学校図書贈呈」などの公益的な事業は、当互助会の目的の一つである「青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与する」ために実施しているものです。

## ◎「入学祝金」該当者の調査中です

今年度も「入学祝金」を7月18日(火)に給付する予定としており、現在、各所属へ該当者の調査を依頼中です。(令和5年6月6日付け青教互第31号参照。)

今回は、**令和5年4月に小学校(小学部)・中学校(中学部)へ入学したお子さん**がいらっしゃる会員の方が給付対象です。

互助会の会員であれば、入学したお子さんを扶養している・扶養していないに関わらず給付していますが、例年、「被扶養者でない子(扶養していない子)」の報告漏れが多く見受けられます。

「被扶養者でない子」については、報告をいただかない限り該当者を把握できませんので、調査の際は、育児休業等で長期間出勤していない会員の方についても、該当者の有無を確認くださるようお願いします。

また、ご夫婦ともに互助会員の場合は、双方に給付しますので、**報告書の備考欄に配偶者の氏名・所属を必ずご記入ください。** 

報告書の提出期限は、6月21日(水)ですので、期限厳守にご協力くださるようお願いします。

※令和5年度末(令和6年3月)に中学校(中学部)を卒業する子に係る「卒業祝金」は、令和6年2月上旬に調査報告書の提出を依頼し、令和6年3月に給付します。

# ◎「無給付者褒賞金」について

会員が、前年度中に、給付事業のうち無給付者褒賞金以外の給付を受けなかったときに 5,000円を給付する「無給付者褒賞金」は、互助会の給付記録データを基に該当者を確定し 自動給付しています。

具体的には、令和4年度中に下記「給付事業」の給付を受けた場合、今年度の「無給付者褒賞 金」は該当になりません。

なお、今年度から給付時期を8月から6月に変更したため、該当する会員の方には今回の給付金送金明細書でお知らせしています。

給付事業

医療費補助金、入院見舞金、死亡弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、 出産祝金・見舞金、入学・卒業祝金、退職慰労金、妊婦支援補助、 リフレッシュ助成、遺児給付金、育児支援金

※令和4年度の事業内容です。なお、給付事業以外の事業(厚生事業等)のみを利用した場合は、「無給付者褒賞金」は該当になります。

事業内容等の詳細は、互助会ホームページをご覧ください。

互助会では、会員のみなさんからのご意見、ご要望を募集しています。 こんな給付をして欲しい!このようなやり方の方がいいのでは?など、何かありましたら、 ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 **一般財団法人青森県教職員互助会** TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html